

議 事 録

会議の名称	平成29年第7回本庄市農業委員会総会
開催日時	平成29年7月25日(火) 午後3時から 午後4時30分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第30号議案 農地法第3条の規定による許可申請について</li> <li>2 第31号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)</li> <li>3 第32号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</li> <li>4 第33号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</li> <li>5 第34号議案 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認について</li> <li>6 第35号議案 本庄市農業委員会公印規則の一部を改正する規則</li> <li>7 第36号議案 本庄市農業委員会補助員設置規程及び本庄市農業委員会研究部会規程を廃止する訓令</li> <li>8 第37号議案 本庄市農業委員会農業後継者対策事業実施要綱を廃止する告示</li> <li>9 報告第31号 農地法第3条の3の規定による届出について</li> <li>10 報告第32号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について</li> <li>11 報告第33号 農地法第18条第6項の規定による通知について</li> </ol>
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成29年第7回本庄市農業委員会総会議案</li> <li>2 第34号議案 別冊</li> <li>3 平成29年第7回本庄市農業委員会総会議案関係資料</li> <li>4 平成29年第7回総会 その他連絡事項</li> <li>5 平成29年度児玉地域GAPセミナー</li> </ol>
主管課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただ今より総会を始めさせていただきます。</p> <p>最初に、開会の言葉を井上会長代理にお願いいたします。</p>
井上会長代理	<p>ご苦労様です。非常に暑い中ご苦労様です。これより平成29年第7回本庄市農業委員会総会を開会したいと思います。よろしく申し上げます。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さん、こんにちは。お暑うございます。大変蒸し暑くなっておりますけれども、何とか今日は天気予報では雨が降るとのことで、幾らか降れば良いと思います。本当に今年は雨が降らなくて、特に荒川は雪が山にないので今2割の取水制限を行っております。利根川はなんとかあるらしいです。皆さんご存知のように新潟県ではすごい洪水がありました。細くて柔らかい万能葱で有名な産地の九州の朝倉も洪水で大変な被害を受けております。関東は全然雨が降らずに梅雨はすっかり明けましたけれども、殆ど田植えが終わり今は中干しに入っているのです、水は何とかなると思われまます。また、県でも農林部は特に水の問題は神経質になっておりまして、できれば節水をしてもらいたいと言っております。いざ米を作る時になったら、実は雨が降らなかったということで取水制限が始まるということもあります。やはり水に始まって水に終わるので大切に水を使っただければと思っております。また来月農地パトロールが始まりますけれども、暑い中ご苦労様です。特に今年は注意していただきたいのが、本庄地域で17号バイパスの用地の買収地として、その買い上げた農地の部分が除草管理していないので、周辺の住民より苦情が届いております。農業委員は特にその辺を良く見てもらって報告していただければ、国へ連絡して対応してもらいます。農地パトロールの時に良く調べて連絡していただければ幸いですと思っております。今日もお願いいたしまして、開会の挨拶に代えさせていただきます。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任委員36名全員の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p>

	<p>これより議事に入りますが、本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>着座のまま失礼します。議事に入る前に本日の議事録署名委員及び会議書記の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>本日は、32番福田委員と33番池田芳野委員に議事録署名委員をお願いいたします。また、会議書記は事務局職員の中村主査を指名いたします。それでは、議事に入ります。</p> <p>第30号議案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>第30号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。第30号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、1件です。申請内容をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の田3筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、武政委員でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておまして、まず、「全部効率利用要件」で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、「農作業常時従事要件」で、農作業に常時従事すること。次に、「下限面積要件」で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、「地域との調和要件」で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、武政委員の報告をお願いいたします。</p>

<p>武政委員</p>	<p>19番武政、報告させていただきます。受人と渡人の関係は何十年も受人の方が、申請地を借りて耕作しているとのこと。渡人は現在、県内の川越に住んでおりまして、土地の管理が非常につらいので是非引き取って欲しいと受人に話したところ、受人も考えてみることになり、契約が成り立ったようです。農地を受けるときに、受人の所有農地を整備するのに大変時間がかかりましたが、何とかここまで至ったわけでございます。どうぞよろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号1について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p> <p>次に、第31号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第31号議案を説明いたしますので、3ページをご覧ください。第31号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、4ページをご覧ください。今回の申請件数は、3件です。田3筆及び畑3筆の面積合計6,499㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認め</p>

	<p>られる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、8番長沼委員につきましては、利用権の設定を受ける者として本人又は同居の親族が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、一時退席をお願いいたします。</p> <p>(長沼委員 退席)</p> <p>第31号議案について、皆さんからご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第31号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第31号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>事務局に申し上げます。長沼委員の復席をお願いします。</p> <p>(長沼委員 復席)</p> <p>次に、第32号議案相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第32号議案を説明いたしますので、5ページをご覧ください。第32号議案相続税の納税猶予に関する適格者証明について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の証明願が提出されたことに伴い、適格者であることを証明したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための証明願について、同項に規定する適格者であることを証明するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、6ページをご覧ください。提出件数は、1件でございます。詳細説明をいたします。被相続人及び相続人の住所氏名は、記載のとおりです。続柄は、母と子になります。職業は、記載のとおりです。相続年月日及び耕作農地面積は、記載のとおりです。特例適用農地は、小島4丁目地内の畑6筆です。特例適用農地の面積は、それぞれ記載のとおりです。</p> <p>次に、相続税の納税猶予制度について、説明いたします。農業を営んでいた被相続人から、相続により農地を取得した相続人が、相続税の申告期</p>

	<p>限までに農業経営を開始し、その後、引き続き農業経営を行う場合、一定の要件のもとに納税が猶予される制度でございます。被相続人の要件は、死亡の日まで農業を営んでいた人となります。相続人の要件は、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる人となります。特例農地の要件は、被相続人が農業の用に供していた農地で相続税の申告期限までに遺産分割されたものとなります。また、農地法上の遊休農地として、判定され、解消されていない農地は、この制度に適用されないこととなっております。</p> <p>特例適用農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、法定要件をすべて満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	整理番号1について、亀田委員の報告をお願いいたします。
亀田委員	<p>20番亀田です。報告させていただきます。去る7月20日木曜日に現地を調査しました。現況は、約26アールの申請面積に対しまして、3アールほど葱が作付されておりました。残る農地につきましては、トラクター等で適切に耕運され、きれいになっておりました。現況確認の後、自宅を訪問し相続人本人と面会し、今後の営農計画について聞き取りをしたところ、葉物野菜を中心に作付をしていきたいということでございました。先ほど事務局長からの説明もありましたけれども、納税猶予を受けた場合であっても、今後、定期的に農業委員会若しくは担当農業委員が現況確認を定期的に行いまして、管理が適確にされていないという場合は、納税猶予が取り消され、相続開始の時にさかのぼって課税されることもあるので、十分注意してくださいということも付け加えて説明しておきました。また相続税の詳細については、必ず税務署へ行って確認しておいて欲しいということについてもお話ししました。以上です。</p>
議長	<p>大変丁寧な説明で、皆さんが非常に勉強になったと思います。ありがとうございます。</p> <p>整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の適格者証明については、適格者であることを証明することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、適格者であることを証明することに決しました。</p>

議長	次に、第33号議案農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明願います。
事務局長	<p>第33号議案を説明いたしますので、7ページをご覧ください。第33号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、8ページ及び9ページをご覧ください。申請件数は、9件で、所有権移転4件、賃借権1件及び使用貸借権4件でございます。以上でございます。</p>
議長	それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号1を説明いたします。8ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、10ページをご覧ください。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、私田端より報告いたします。5-1の地図をご覧ください。申請地の南にあるのが渡人の自宅です。自宅の南東側にある斜面を太陽光発電施設用地にしたいという申請です。この近所にも太陽光発電施設が結構できております。皆さまのご審議よろしく願いいたします。</p> <p>整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相</p>

	<p>当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたします。8ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。平成29年5月24日付けで農振農用地区域から除外されています。地区担当は、福田委員でございます。</p> <p>申請地は、11ページをご覧ください。5-2については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、転用目的が自己用住宅用地であるため、第1種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、福田委員より報告をお願いいたします。</p>
福田委員	<p>32番福田です。整理番号2について報告させていただきます。5-2の地図をご覧ください。受人は渡人の孫です。現在受人はアパートに住んでおりまして、自己用住宅を建てたいということです。地図をご覧のとおり、南側の学校まで〇〇〇〇位あり、申請地の東側に住宅が建っております。受人の実家は申請地の北側100m位のところにあります。慎重審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号2について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたします。8ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町小平地内の畑1筆、面積は</p>



	<p>記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。平成29年1月26日付けで農振農用地区域から除外されています。地区担当は、間正委員でございます。</p> <p>申請地は、12ページをご覧ください。5-3については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、転用目的が自己用住宅用地であるため、第1種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号3について、間正委員より報告をお願いいたします。
間正委員	35番間正です。この案件は5月に総会で審議され許可相当という形で通していただいた案件ですが、県に提出する書類の不備があったということで、書類の差し替えをするためにもう1度皆さんにご審議いただくということでございます。よろしくお願ひ申し上げます。以上です。
議長	<p>整理番号3について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたします。8ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南3丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、武政委員でございます。</p> <p>申請地は、13ページをご覧ください。5-4については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号4について、武政委員の報告をお願いいたします。

武政委員	<p>19番武政、報告させていただきます。5-4の地図をご覧ください。申請地なのですが、この場所も3件ほど隣近所が売買されており、4件目ということです。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>整理番号4について、ご質疑がありましたらお願ひいたします。 (なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませぬか。 (異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませぬので、整理番号4については、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号5について、事務局より説明をお願ひいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号5を説明いたします。8ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑5筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、通路・資材置場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、14ページをご覧ください。5-5については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われませぬ。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われませぬ。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号5について、私田端より報告いたします。これは、以前申請された案件なのですけれども、実は資材置き場として使い切っていないという理由で県より却下されまして、今度は資材置き場が適正に使用されているということで再申請されたものです。皆さまの慎重審議よろしくお願ひいたします。</p> <p>整理番号5について、皆さまよりご質疑がありましたらお願ひいたします。 (なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませぬか。 (異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませぬので、許可相当として県知事に意見を送付いたしま</p>

	<p>す。</p> <p>次に、整理番号6について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号6を説明いたします。8ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町入浅見地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、関根延一委員でございます。</p> <p>申請地は、15ページをご覧ください。5-6については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号6について、関根延一委員より報告をお願いいたします。</p>
関根延一委員	<p>36番関根延一です。報告いたします。申請地は〇〇〇〇〇〇の北側にあります。渡人はもう農業はできないということで、他の田畑も所有しておりますが、他の人に貸してあるそうです。受人はアパート暮らしで土地が欲しいと探していたところ丁度良いところがあったということで渡人と話がまとまったとのことです。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号6について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号7について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号7を説明いたします。8ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。平成29年1月26日付けで農振農用地区域から除外されています。地区担当は、高橋清一郎委員でございます。</p>

	<p>申請地は、16ページをご覧ください。5-7については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、転用目的が自己用住宅用地であるため、第1種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号7について、高橋清一郎委員より報告をお願いいたします。</p>
高橋清一郎委員	<p>21番高橋清一郎、説明いたします。渡人の孫が受入であり、孫の家を造るということです。5-7の地図を見ていただきますと、公共施設から100mほど西側に申請地があり、申請地の道を挟んだ場所にはアパートが6軒ほど並んでおります。住宅地にしては少し北向きですが、土盛りをして家を建てるとということです。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号7について、皆さまよりご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号8について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号8を説明いたします。8ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、高橋清一郎委員でございます。</p> <p>申請地は、17ページをご覧ください。5-8については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号8について、高橋清一郎委員より報告をお願いいたします。</p>

高橋清一郎委員	<p>21番高橋清一郎です。続けて説明させていただきます。渡人は今、体を壊してしまって、田を耕作できず、何年か病んでいる状況であり、渡人の自宅は申請地から少し離れたところにありますが、申請地は草が茂る田んぼになってしまいました。太陽光発電施設用地になれば申請地がきれいになるので、一日も早く貸して欲しいという近所の声もあり渡人が貸すということになったそうです。このすぐ近くにも以前認可をいただいた太陽光発電施設があります。皆さまのご審議よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号8について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号8の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号9について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号9を説明いたします。9ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町上真下地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、林委員でございます。</p> <p>申請地は、18ページをご覧ください。5-9については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号9について、林委員より報告をお願いいたします。</p>
林委員	<p>18番林です。整理番号9について、説明いたします。受人と渡人の関係は受人が渡人の父親です。5-9の地図をご覧ください。申請地の南側に渡人が住んでおります。東側に約130頭の牛を飼い、搾乳しております。申請地は牧草を作っていたのですが、牧草では、あまり収入が得られないので、太陽光発電施設用地にするということです。申請地の南側の女堀川との間に西側の家の畑があり、草が生えていました。申請地はきれい</p>

	<p>になっておりました。慎重審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>整理番号9について、皆さまよりご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号9の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第34号議案特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認についてを上程いたします。事務局より説明願ひます。</p>
事務局長	<p>第34号議案を説明いたしますので、19ページをご覧ください。第34号議案特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定により、別冊の承認申請について処分したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定により、別冊の承認申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>本議案については、本年7月10日に本庄市長から本庄市農業委員長宛に承認申請書が提出され、別冊の本庄市特定農地貸付規程が特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の要件に該当するかどうかの承認を処分することとなります。</p> <p>まず、本庄市特定農地貸付規程を説明しますので、第34号議案別冊という冊子をご覧ください。1ページをご覧ください。こちらが本庄市特定農地貸付規定になります。第1条から説明いたします。第1条は、目的規定です。この規程は、農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然に触れ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に特定農地貸付けの実施・運営に関し必要な事項を定めると規定しています。第2条は、貸付主体を規定しています。本庄市が実施主体となります。第3条は、貸付対象農地を規定しています。貸付農地の所在、地番、面積等は、別表1のとおりと規定しています。別表1は、4ページをご覧ください。6箇所の市民農園の名称及び区画の面積、地番、面積、区画数、権利の種類等は、記載のとおりとなっています。1ページへお戻りください。</p>

第4条は、貸付条件を規定しています。貸付期間、賃貸料及びその支払期日は記載のとおりです。5ページをご覧ください。賃貸料は、別表2のとおりとなっておりまして、区画面積30㎡と50㎡でそれぞれ賃貸料が設定されております。1ページにお戻りください。第4条第2項では、貸付農地における禁止行為を規定しています。建物・工作物を設置することなど6項目を記載しております。第5条は、募集の方法を規定しています。広報紙及びホームページ等への掲載による一般公募を募集の方法としています。第6条は、申込みの方法を規定しています。貸付けを受けようとする者は、募集期間内に市民農園利用申込書を市長に提出するものとしています。その利用申込書は、6ページをご覧ください。住所、氏名、連絡先及び利用を希望する市民農園名を記入することとなっております。1ページにお戻りください。第6条第2項では、利用申込みできるのは、本市内に住所を有する者に限定しております。第6条第3項では、利用申込みを1世帯1区画とし、空き区画が生じるなどした場合は、この限りでないと規定しています。2ページです。第7条は、選考の方法を規定しています。第1項では、申込者の中から先着順により借受者を決定するものとしています。第2項では、借受者が決定した場合は、その旨を通知し、貸付契約を締結することとしています。第3項では、希望する市民農園に空き区画が無い場合は、申込者を予約者名簿に登録することとしています。第4項では、予約者名簿を作成した市民農園において、空き区画が生じたときには、予約者名簿の登録順に借受者を決定することとしています。第8条は、貸付契約の解除を規定しています。借受者が貸付契約の解除を申し出たときなど6項目に該当したときは、解除することができることとしています。第9条は、貸付農地の返還を規定しています。借受者は、貸付期間が終了したときや貸付契約を解除するときは、貸付農地返還届を提出し、速やかに貸付農地を原状に復し、返還しなければならないとしています。その貸付農地返還届は、7ページをご覧ください。借受けていた市民農園名、区画番号、原状回復日をはじめ所定の事項を記入の上、市長に提出することとしています。2ページにお戻りください。第10条は、貸付契約の更新を規定しています。第1項では、2年の貸付期間が満了しても、貸付契約を更新できることを規定しています。ただし、本庄市と貸付農地の所有者との貸借契約が更新されない場合は、この限りでないと規定しています。第2項では、貸付期間を更新するときは、市長が定める期間内にその手続を行うものとしています。第11条は、賃貸料の不還付を規定しています。借受者が既に納めた賃貸料は還付しないこととしています。ただし、

	<p>相当な理由があると認めた場合は、この限りでないとしています。第12条は、委任規定です。この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるとしています。3ページをご覧ください。附則は、この規程は、農業委員会の承認があった日から施行することとしています。次に、8ページをご覧ください。こちらは、本庄地域市民農園の位置図になります。小島南市民農園をはじめ5箇所の市民農園でございます。9ページから13ページは、本庄地域の5市民農園の区画図と案内図になります。14ページは、小平市民農園の位置図になります。15ページは、小平市民農園の区画図と案内図になります。以上で市長が提出した承認申請書の内容説明を終わります。</p> <p>次に、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の承認要件を説明いたします。まず、特定農地貸付けの用に供する農地の周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。次に、特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。次に、特定農地貸付けに係る農地の貸付けの期間その他の条件及び適切な利用を確保するための方法が特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。これらのほか政令で定める基準に適合するものであることとなっております。これらの要件すべてに該当すると認めるときは、農業委員会は承認するものと規定されています。本議案の市長が提出した承認申請書の内容は、これらの承認要件すべてに該当するものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>第34号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第34号議案については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第34号議案については、原案のとおり承認いたしました。</p> <p>次に、第35号議案本庄市農業委員会公印規則の一部を改正する規則についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第35号議案を説明いたしますので、20ページをご覧ください。第35号議案本庄市農業委員会公印規則の一部を改正する規則について、ご</p>



	<p>説明申し上げます。本議案につきましては、新体制移行に伴い、本庄市農業委員会研究部会を廃止するため、所要の改正をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄市農業委員会公印規則(平成18年本庄市農業委員会規則第2号)の一部を次のように改正するものです。第2条中第4号を削ります。別表中本庄市農業委員会研究部会長印の項を削ります。附則としまして、第1項で、この規則は、公布の日から施行します。第2項で、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第29条第2項の規定により、なお従前の例により在任するものとされる農業委員が在任する間は、適用しないこととします。本日提出、会長。</p> <p>議案内容の詳細を説明しますので、別冊の平成29年第7回本庄市農業委員会総会議案関係資料の1ページをご覧ください。横置きでお願いします。こちらが、公印規則の新旧対照表となります。改正前が左欄、議案の一部改正後が右欄になります。第2条第4号を削る改正と別表の本庄市農業委員会研究部会長印の欄を削る改正となっています。2ページをご覧ください。こちらが、本庄市農業委員会公印規則の改正前でございます。以上で第35号議案の説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>第35号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第35号議案については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第35号議案については、原案のとおり承認いたしました。</p> <p>次に、第36号議案本庄市農業委員会補助員設置規程及び本庄市農業委員会研究部会規程を廃止する訓令についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第36号議案を説明いたしますので、21ページをご覧ください。第36号議案本庄市農業委員会補助員設置規程及び本庄市農業委員会研究部会規程を廃止する訓令について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、新体制移行に伴い、本庄市農業委員会補助員設置規程及び本庄市農業委員会研究部会規程を廃止したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、次に掲げる訓令を廃止いたします。まず、本庄市農業委員会補助員設置規程(平成18年本庄市農業委員会訓令第1号)、次に、本庄市農業委員会研究部会規程(平成18年本庄市農業委員会訓令</p>

	<p>第2号) となります。附則といたしまして、第1項で、この訓令は、公示の日から施行します。第2項で、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第29条第2項の規定により、なお従前の例により在任するものとされる農業委員が在任する間は、適用しないこととしています。本日提出、会長。</p> <p>議案内容の詳細を説明しますので、別冊の議案関係資料の3ページをご覧ください。こちらが、本庄市農業委員会補助員設置規程になります。新体制移行に伴って、設置規程を廃止するものでございます。次に、4ページをご覧ください。こちらが、本庄市農業委員会研究部会規程になります。こちら、新体制移行に伴って、研究部会規定を廃止するものでございます。以上で第36号議案の説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>第36号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第36号議案について、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第36号議案については、原案のとおり承認いたしました。</p> <p>次に、第37号議案本庄市農業委員会農業後継者対策事業実施要綱を廃止する告示についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第37号議案を説明いたしますので、22ページをご覧ください。第37号議案本庄市農業委員会農業後継者対策事業実施要綱を廃止する告示について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、新体制移行に伴い、本庄市農業委員会農業後継者対策事業実施要綱を廃止したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄市農業委員会農業後継者対策事業実施要綱(平成18年本庄市農業委員会告示第1号)は、廃止いたします。附則といたしまして、第1項で、この告示は、公示の日から施行します。第2項で、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第29条第2項の規定により、なお従前の例により在任するものとされる農業委員が在任する間は、適用しないこととしています。本日提出、会長。</p> <p>議案内容の詳細を説明しますので、別冊の議案関係資料の5ページをご覧ください。こちらが、本庄市農業委員会農業後継者対策事業実施要綱になります。新体制移行に伴って、農業後継者対策専門委員会の廃止により</p>

	まして、実施要綱を廃止するものです。以上で第37号議案の説明を終わります。
議長	第37号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。高橋博委員どうぞ。
高橋博委員	29番高橋博です。結婚活動パーティー等の事業はする必要は無くなるのでしょうか。
議長	事務局より説明願います。
事務局長	事務局より説明させていただきますが、この本庄市農業委員会農業後継者対策事業実施要綱に基づいて前回も活動を行ったわけではなくて、実行委員会が組織されて、そこでやりたいという話になったのではないのでしょうか。特にその事業ができなくなる訳ではございませんので、ご心配されないでください。
議長	言い換えれば、そういうことが起きたら、協力してくださいと持ちかければ、そういう事業ができるということです。
事務局長	前回も本庄市農業委員会が主催者で実施した訳ではなく、実行委員会が組織され、そこで実施した訳です。
高橋博委員	農業後継者対策の委員であれば在任中に出席を求められたら出席しなければいけないのか、農業後継者対策専門委員会が廃止になったことは、どのように対処すべきでしょうか。
事務局長	この附則を見てもらえば分かる通り、「なお従前の例により在任するものとされる農業委員」というのは、今現在36人の体制の委員さんがいる間は適用しないので、平成30年2月10日からの新体制に移行した際に無くなるということです。今回、新しい法律が改正されてそれぞれの部会を設ける場合、それぞれに中立委員がいなければならないという理屈です。中立委員は何名になるのかわからない訳ですから、その部会をまずは廃止をしようということです。後継者事業をやるのであればまた新しいルール、話し合いによって事業はやっていけるということです。
高橋博委員	平成30年2月まではこのルールは生きているということですね。
事務局長	そうです。このルールは生きています。
議長	ありがとうございました。 それでは、お諮りいたします。第37号議案について、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、第37号議案については、原案のとおり承認いたしました。

	<p>以上で、議案審議を終了いたします。 ではここで休憩を取ります。</p>
(16:10)	<p>休 憩</p>
(16:20)	
議長	<p>休憩前に引き続き、総会を再開いたします。 続きまして、報告事項に入ります。 まず、報告第31号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第31号を説明いたしますので、23ページをご覧ください。報告第31号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。 届出内容については、24ページをご覧ください。専決処分件数は、2件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第32号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第32号を説明いたしますので、25ページをご覧ください。報告第32号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。 届出内容については、26ページ及び27ページをご覧ください。専決処分件数は、10件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることと県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第33号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第33号を説明いたしますので、28ページをご覧ください。報告第33号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p>

	<p>賃貸借契約合意解約通知書の受理件数は、1件です。その通知内容は、29ページをご覧ください。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。</p> <p>委員の皆さまからその他で何かありましたら、挙手により発言していただければと思います。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>その他での発言がないようですので、ここで議長の座を降ろさせていただきます。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他連絡事項を説明いたします。本日は、5点ございます。</p> <p>まず、1点目ですが、8月総会の開催予定です。8月25日(金)午後2時から、本庄市役所大会議室において、開催予定でございます。</p> <p>次に、2点目です。平成29年度農地パトロールの日程確認についてでございます。7月28日(金)に本庄の全5地区が記載のとおり、3つに統合して実施いたします。午後1時30分に記載の集合場所にそれぞれお集まりください。8月1日(火)には本泉地区が実施します。午前9時30分に記載の集合場所にお集まりください。8月3日(木)には児玉地区が実施します。午前9時に記載の集合場所にお集まりください。8月4日(金)には金屋地区が実施いたします。午前9時に記載の集合場所にお集まりください。8月7日(月)には秋平地区が実施します。午前9時に記載の集合場所にお集まりください。8月9日には共和地区が実施します。午前9時に記載の集合場所にお集まりください。農地パトロールの実施日に急に欠席するような場合には、代表委員あるいは事務局まで連絡をいただきたいと思います。</p> <p>次に、3点目です。平成29年度児玉地域GAPセミナーについてです。お手元に配付してありますA4版縦置き両面カラー刷りのリーフレットをご覧ください。8月1日(火)午後1時30分から午後4時まで、本庄市民文化会館におきまして、経営改善と信頼確保のために知っておきたいGAPの知識 ～知恵と工夫で実践！リスクをなくす農場管理のポイント</p>

	<p>トとメリット〜と題して、記載の講師による講演が予定されております。また、埼玉県農業大学におけるGLOBAL GAP導入事例やGAPの実践をサポートするシステムなどの情報提供がございます。出席できる場合は、総会終了までに事務局へ報告ください。取りまとめて、参加申込みをしたいと思います。</p> <p>次に、4点目です。平成29年度農業委員研修会についてです。裏面をご覧ください。8月31日(木)午後1時30分から午後4時まで、深谷市民文化会館大ホールで開催されます。内容としましては、農地利用最適化推進活動の中で、農業委員・農地利用最適化推進委員が担うべき役割と活性化のためになど、記載の3点のテーマでございます。当日、欠席する場合には、総会終了後、事務局へ報告ください。取りまとめて、埼玉県農業会議に出席報告をいたします。また、研修会終了後に反省会を開催しますので、ご予約いただきたいと思います。</p> <p>次に、5点目です。その他として、田端会長の8月末までのスケジュールを記載させていただきました。</p> <p>以上で、その他連絡事項を終了いたします。</p> <p>皆さまより何かございますか。</p>
議長	<p>実はこれは埼玉県全体で実施します。新任の上里町農業委員会や新人の農業委員、農地利用最適化推進委員の研修は今月の31日に深谷の市民文化会館で実施して、本庄市が行うときは8月31日に全体でその他の農業委員を対象に実施します。農地利用最適化推進委員の先進事例もその時に発表されると思いますし、その勉強にもなると思います。</p>
事務局長	<p>研修会の集合場所は、それぞれセルディと本庄市役所に集合していただき、マイクロバスを用意しますが、乗り切れない場合は市役所のワゴン車で分乗して研修会場に向かいます。今回は深谷市に会場が変わりまして午後1時30分より開始しますので、本庄市役所を午後0時30分に出発しますのでセルディは正午になると思います。それぞれご自宅で昼食を取っていただいてから集合して、それぞれ午後1時30分に間に合うように行きたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>最後に、閉会の言葉を清水会長代理からお願いしたいと思います。</p>
清水会長代理	<p>今日のご苦勞様でした。以上を持ちまして、平成29年第7回本庄市農業委員会総会を終了いたします。よろしく申し上げます。</p>



平成29年第7回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	平成29年7月25日(火)
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後3時
閉会時刻	午後4時30分
会長	田端 講一
会長代理	清水 茂則 ・ 井上 孝

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人
1	津久井伊知衛	出席		20	亀田 伸一郎	出席	
2	飯島 和憲	出席		21	高橋 清一朗	出席	
3	宮部 延一	出席		22	小暮 明男	出席	
4	杉田 康隆	出席		23	小山 文子	出席	
5	浅見 精治	出席		24	庄田 榮	出席	
6	小川 忠	出席		25	堀口 隼雄	出席	
7	俣田 裕	出席		26	池田 稔	出席	
8	長沼 茂夫	出席		27	田端 講一	出席	
9	松本 健治	出席		28	金井 一吉	出席	
10	細野 林之助	出席		29	高橋 博	出席	
11	奥原 定雄	出席		30	欠 番		
12	金井 裕	出席		31	福島 清次	出席	
13	細野 俊文	出席		32	福田 光男	出席	○
14	清水 茂則	出席		33	池田 芳野	出席	○
15	塩原 英彦	出席		34	関根 道夫	出席	
16	井上 孝	出席		35	間正 始	出席	
17	坂本 静枝	出席		36	関根 延一	出席	
18	林 秀信	出席		37	荻野 浩	出席	
19	武政 恒雄	出席					

説明員

事務局長	飯塚 正英
局長補佐兼農地係長	高山 教子
主査	中村 真敏
主査	古澤 千恵子
専門員	津久井 伊久弥

書記

主査 中村 真敏